

ケアプランセンター みはら 運営規定

(事業の目的)

第1条 公益財団法人脳血管研究所が開設するケアプランセンターみはら(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者または要支援者(以下「要介護者等」という。)に対し、住み慣れた地域社会や家庭での自立生活を尊重し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
 - 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮すること。
 - 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行うこと。
- 2 事業の運営に当たっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
- 3 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 4 指定介護支援事業所は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1校に規定する介護保険等関連情報その必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ケアプランセンターみはら
- 二 所在地 伊勢崎市太田町427-3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- 二 介護支援専門員 6名(常勤職員6名、うち1名は管理者と兼務)
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日まで・夏期(法人から定める8月中旬の一日)を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介
- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 その他利用者に対する便宜の提供

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 利用者から相談を受ける場合は、利用者の居宅若しくは利用者の指定する場所又は事業所内の相談室とする。

- 2 使用する課題分析の種類は、居宅ガイドライン方式とする。
- 3 サービス担当者会議の開催の場所は、事業所内の会議室とする。
- 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、「厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額」とし、当該指定居宅介護支援が法廷代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。

(通常の事業実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は伊勢崎市・前橋市・玉村町とする。

(虐待の防止)

第10条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止についての指針を整備する。
- 三 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 四 上記措置を適切に実施するため担当者を置く。

(身体拘束の原則禁止)

第11条 当法人では、身体拘束の廃止に向けて抑制廃止委員会を設置し、当該利用者又は、他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のため措置)

第12条 感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- 一 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上、開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- 二 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

三 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(ハラスメント対策の強化に関する事項)

第13条 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第14条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

- 一 介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 二 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営について留意事項)

第15条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

ケアプランセンター みはら

重要事項説明書

当事業者は利用者に対して居宅介護支援サービスを提供します。事業者の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

居宅サービス計画書の作成にあたって利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画書原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行います。

2 事業の内容

(1) 指定番号及び提供地域

名称 ケアプランセンター みはら
所在地 伊勢崎市太田町427-3
電話 0270-21-2703
介護保険指定番号 居宅介護支援 群馬県 1070401987
サービス提供地域 伊勢崎市・前橋市・玉村町
(地域については要相談)

(2) 従業者体制

管理者	主任介護支援専門員	五十嵐 美幸
介護支援専門員(常勤)	主任介護支援専門員	4名
	介護支援専門員	1名

(3) 窓口開設時間

月～土 午前8：30～午後5：30

* 但し、日曜日、国民の祝日、12月30日～1月3日までは休みとします。

* 夏期（法人が定める8月中旬の一日）

* 緊急の場合は24時間受付体制を確保しています。

3 利用料金(伊勢崎市は7級地のため、1単位10.21円)

(1) 要介護認定を受けられた方の居宅介護支援の料金は次の通りです。ただし法定代理受領により当事業者の居宅介護支援に介護保険給付が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

要介護1・2 [1086単位/月：11088円]

要介護3・4・5 [1411単位/月：14406円]

特定事業所加算 (Ⅰ) [519単位/月：5299円]

(Ⅱ) [421単位/月：4298円]

(Ⅲ) [323単位/月：3298円]

(A) [114単位/月：1164円]
特定事業所医療介護連携加算 [125単位：1276円]
* 取扱件数による逡減制、特定事業所集中減算、運営基準減算があります。

初回加算 [300単位/月：3063円]
入院時情報連携加算 (I) [250単位/月：2553円]
(II) [200単位/月：2042円]

退院・退所加算
カンファレンス参加無 連携1回 [450単位/月：4595円]
連携2回 [600単位/月：6126円]
カンファレンス参加有 連携1回 [600単位/月：6126円]
連携2回 [750単位/月：7658円]
連携3回 [900単位/月：9189円]

通院時情報連携加算 [50単位/月：511円]
緊急時等居宅カンファレンス加算 [200単位/回：2042円]
ターミナルケアマネジメント加算 [400単位/月：4084円]
* 上記加算は必要に応じて算定します

(2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は、いったん上記の介護保険法に定める居宅介護支援費の全額をいただき、事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

4 居宅介護支援のサービス内容

(1) 「要介護」の認定をうけた方が、居宅において介護保険による介護サービスを利用するには、すべて居宅サービス計画(ケアプラン)の作成が必要です。
(2) 居宅サービス計画(ケアプラン)は、事業者の介護支援専門員(ケアマネージャー)が、利用者や家族の希望をうかがい、相談しながら作成します。
(3) 作成した居宅サービス計画に基づいて、介護サービスが利用者に対して適切に提供されるようサービス事業者と連絡調整を行います。

(4) 医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。この意見を求めた主治の医師等に対して、居宅サービス計画書(ケアプラン)を交付します。

(5) 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネージャー自身が把握した利用者状態等について、ケアマネージャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

(6) 介護保険サービス利用に関するさまざまなことについて支援します。市町村の要介護認定の結果に納得できないなどの場合にもご相談ください。

5 その他

(1) 担当介護支援専門員の変更を希望される場合はお申し出ください。
(2) 課題分析の方法として居宅サービス計画ガイドライン方式を使用します。
(3) 契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で、利用者の都合により解約した場合、解約料等は発生しません。

6緊急時の対応

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに各市町村の担当部署、主治医、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じ、管理者に報告します。

7事故発生時の対応

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に予期せぬ事故が発生した場合は、以下のとおり迅速かつ適切な対応により円滑・円満な解決に努めます。

(1)利用者に対する事故が発生した場合は、速やかに各市町村の担当部署、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

(2)事業者の責めに帰すべき事由により利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

(3)事故が発生した場合は、その原因を解明し再発防止の対策を講じます。また、その詳細を記録にとどめるものとします。

8守秘義務に関する対策

事業者および従業員は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を守ります。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

9利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業員教育を行います。

10身体拘束の禁止

当法人では、身体拘束の廃止に向けて抑制廃止委員会を設置し、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制御する行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

11高齢者虐待防止について

利用者の人権擁護・虐待防止等のため虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催や指針の整備、介護支援専門員への研修を実施します。虐待等を発見した場合は必要な措置を講じ、各市町村の担当部署に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

虐待防止に関する責任者 管理者 五十嵐 美幸

12 感染対策の強化

感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催や指針の整備、介護支援専門員への研修・訓練を実施します。

13 ハラスメント対策の強化

事業所の適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用均等法におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行います。

14 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、介護支援専門員への研修・訓練を実施します。

15地域における人材育成

他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会・研究会を行うとともに、地域包括支援センターによる事例検討会に参加し、地域全体のケアマネジメント力の向上に寄与します。

16苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情対応窓口 窓口対応：管理者 五十嵐 美幸

ご利用時間 月～土 午前8：30～午後5：30

電話番号 0270-21-2703

緊急携帯電話 090-1210-5369

* 公的機関においても、苦情申し立てが出来ます。

伊勢崎市役所 介護保険課 0270-24-5111

赤堀支所福祉課 0270-62-9792

あずま支所福祉課 0270-62-9909

境支所福祉課 0270-74-0368

前橋市役所 介護保険課 027-224-1111

太田市役所 介護保険課 0276-47-1111

玉村町役場 健康福祉課 0270-64-7705

群馬県国民健康保険団体連合会 027-290-1323(苦情専用)

受付時間 月～金 午前9：00～午後5：00

群馬県社会福祉協議会(福祉サービス適正化委員会)

027-255-6669(苦情専用)

受付時間 月～金 午前9：00～午後5：00

17公正中立なケアマネジメントの推進

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具の貸与の利用状況は別紙の通りです。